

市第 46 号議案 横浜市暴力団排除条例の制定について

趣旨

安全で安心な市民生活を確保するためには、社会全体で足並みをそろえて暴力団を排除する必要があります。4月1日に施行された「神奈川県暴力団排除条例」の規定は、地方自治法の規定により、市町村が行う契約や給付金の交付事務等には及んでいません。

上記に加えて、本市の暴力団情勢などを総合的に判断し、条例を制定しようとするものです。

条例の概要

市：県条例の効力が及ばない市の事務

目的（第1条）

暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

定義（第2条）

「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」、「暴力団経営支配法人等」等を定義する。

基本理念（第3条）

暴力団排除は、暴力団を恐れない、協力しない、利用しないことを旨として、市、市民、事業者等が相互に連携、協力して推進されなければならない。

市の責務（第4条）

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定、実施する責務を有する。

市民及び事業者の役割（第5条）

市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努める。

職員等への不当な要求に対する措置（第6条）市

市は、職員や指定管理者が暴力団員等による不当な要求に適切な対応をするために必要な措置を講ずる。

契約に関する事務における暴力団排除（第7条）市

市は、当該事務が暴力団の活動を助長等することのないようにするための必要な措置を講ずる。

給付金の交付等における暴力団排除（第8条）市

市は、当該事務が暴力団の活動を助長等することのないようにするための必要な措置を講ずる。

公の施設の管理における暴力団排除（第9条）市

暴力団等に公の施設の管理をさせることを禁止、並びに同施設の利用が暴力団の利益にならないよう利用の許可等をせず、又は当該許可等の取消しをすることができる旨を規定する。

市民及び事業者に対する支援（第10条）

市は、市民等が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行う。

広報及び啓発（第11条）

市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるため、広報・啓発を行う。

国及び他の地方公共団体との連携（第12条）

市は、国等と連携を図り、暴力団排除の効果的な推進に努める。

委任（第13条）

条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

条例制定の効果

社会全体で暴力団排除対策を推進する機運が一層高まり、もって安全・安心な市民生活が確保されることとなります。

【施行期日】平成 24 年 4 月 1 日